

【令和7年度 契約事務研修】 契約事務基礎研修 実施要領

契約における透明性・公平性の確保の重要性を認識するとともに、契約事務に 1 研修の目的 関する法的根拠を押さえ、実務における基本的事項を習得する。

2 対象 全職員(主に契約事務担当職員)

3 定 員 72人

令和7年11月7日(金) 4 日 程

受講可 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室

5 会 場 (高知市本町4丁目1-35)

「地方自治小六法」、職場でお使いの名札 ※「地方自治小六法」は条文が確認できれば、携帯電話、タブレットでの代用も可能で 6 持参物

す。

会場での研修模様を<u>オンラインで配信するハイブリット型研修</u>を予定しており、 <u>Zoomでの受講</u>も可能です。(ただし、アカウント数には限りがあります。) ※オンライン受講については別紙2をご覧ください。

スクール形式

7 その他

ペクノブラス時については別帆ととこ見へたこと。			
カリキュラム		時間	講師
9:30	カリキュラム 1 契約法の基礎 (1)自治体職員が契約法を学ぶ意味 (2)契約の基本となる法律-民法と地方自治法- 2 契約の成立 (1)契約の成立要件 (2)契約の効力が生じる時期 3 契約成立の効果 (1)債権債務の発生 (2)契約成立前の問題と成立後の事情の変化 4 契約主体 (1)権利能力 (2)自然人と法人 5 自治体契約の契約手続 (1)一般競争入札 (2)指名競争入札 (3)随意契約 (4)世り売り 6 契約締結に当たって必要となる手続 (1)契約前の予算措置 (2)契約締結と議会の議決 7 地方公共団体にかかわりの深い契約 (1)物の権利に関する契約(売買契約等) (2)役務の提供を求める契約(請負契約等) (2)役務の提供を求める契約(請負契約等) (3)その他の契約(ファイナンスリース契約等) 8 契約と職員の責任	6.0	講師 名古屋学院大学 法学部 教授 松村 享(まつむら すすむ) ・1984年3月 同志社大学法学部 法律学科卒業。 ・1984年4月 三重県四日市市役所入庁。教育委員会事務局学財動。数回の異動を経験するが、二十数年間、法務部と担当務と担当なる。そ、総務部理事、会計管理者を経行と018年3月四日市市役所を早期退職。 ・2008年4月 四日市大学総合政策学部 非常勤講師として勤務。(至2018年3月) ・2014年4月 同志社大学法科大学院嘱託講師として勤務。(至現在)
	(1)住民訴訟 (2)会計年度任用職員等の責任		

前例踏襲で契約事務を進めていませんか?契約事務は、制度改正など見直すべき時がよくあり ます。

担当より

地方公共団体では、様々な契約を締結しており、自治体職員にとって契約に関する法的知識は 極めて重要なものです。

自治体が住民サービスを提供するうえで欠かせない事務であり、自治体業務のあらゆる分野に 共通する事務です。適法・適正な契約事務の基本を学び、これからの実務に活かしましょう。

こうち人づくり広域連合 担当: 谷脇

高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階 TEL:088-873-0333 FAX:088-872-7716

E-mail: kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp HP: http://www.kochi-hitozukuri.or.jp